

Hondaでんき 実証プラン 重要事項説明書

【お申込み時の注意点】

- お申込みには各条件に適合している必要があります。申込・契約条件に適合しないと当社で判断した場合、お申込みをお断りさせていただきます。
- ご利用されていた他の小売電気事業者（以下「旧事業者」といいます。）から当社への切替えにつきましては、お申込前に、お客さまご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。特に、以下の点にご留意ください。
当社と新たに契約される場合、旧事業者との間で締結された電気需給契約が解除されます。旧事業者との電気需給契約の内容に違約金等の解約に係るお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社へのお申込手続き後または供給開始後に上記違約金等を請求される場合があります。また、旧事業者との取引またはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス（特典およびポイントサービス）等について、当社へのお申込みによる供給事業者の変更をもって失効またはご利用停止となる場合があります。旧事業者との契約内容をご確認ください。
- 本実証プランは実証プランであり、実証期間中の契約を継続することを前提とするため、実証期間終了日（以下、「実証終了日」といいます。）以降の最初の検針日前日までは、当社都合その他やむを得ない場合を除き、原則、プラン変更、引越しに伴う電力契約の変更および電力契約の解約はできません。
- 本実証プランは、商用プランのリリースを前提とした実証用のプランであり、本実証期間（2024年12月6日から2025年3月31日までの期間をいう。）が終了し、商用プランがリリースされた後、一定期間をもって終了することを予定しております。本実証プランの実証終了日までに、解約手続き又は他社への切り替え手続きを行わなかったお客さまにつきましては、商用プランに加入することについてご同意いただいたものとみなし、本実証プランの終了後、商用プランへの自動移行の手続きをさせていただきますことをあらかじめご了承ください。
- 本実証プランの適用には、Honda Total Careアプリケーション（以下、「Honda Total Careアプリ」といいます。）、およびHondaでんきスマート充電（実証）アプリケーション（以下、「Hondaでんきアプリ」といいます。）にて加入する車両の登録が必要です。お客さまご自身でお手続きをお願いします。なお、Honda Total Careアプリに登録いただけない場合には、EV充電量相当分料金の割引が適用されません。
- エネファーム、蓄電池、HEMS、太陽光を利用している場合、充電制御の効果を十分に得ることができない可能性があります。
- 本実証プランをご契約中のお客さまで、万が一、以下の条件に該当することが確認できた場合は、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。
 - お客さま保有のHonda eまたはN-VANe:（以下、2車種共に「Honda EV」といいます。）を確認できない場合。もしくは、確認にご協力いただけない場合。Honda EVの保有を確認するために、車検証等写しの提出を求める場合があります。その場合、お客さまは、すみやかにご提出いただきます。
 - 同一需要場所に、EV・PHEVを充電するための普通充電設備が設置されていない場合。もしくは、確認にご協力いただけない場合。
 - 当社がお客さまの電力使用量を調査した結果、Honda EVの走行以外の用途で過度に電力を使用していると判断した場合、もしくは、Honda EVの過度な台数の登録が認められた場合。

1. お申込み方法

次の条件すべてに適合したうえで、当社所定の方法によってお申込みいただきます。

- 申込み主体が個人であること。法人でのお申込みは受け付けません。
- お客さま、またはその同居家族の名義でHonda EVを所有していること。
- 戸建住宅に居住し、当該個別住宅の電力設備が、小売電気事業者と電力契約を締結できる状態である

こと。

- 当該需要場所内に、EV・PHEVを充電するための普通充電設備が設置されていること。
※V2Hや急速充電設備（CHAdeMO規格）は、本契約条件の対象外です。
- Honda Total Care アプリ、およびHondaでんきアプリを登録し、もしくはこれから登録予定で、かつ本実証期間内継続いただけること
- Honda Total Care アプリ、およびHondaでんきアプリを利用するため、お客さまがお持ちのスマートフォンのOSがiOS13またはAndroid11以降であること。

なお、上記条件すべてに適合していても、当社都合により、お申込受付および電気の需給開始をお断りする場合があります。お客さまは、この点につき、あらかじめご承諾いただきます。その他、本重要事項説明書末尾に記載する媒介業者の勧誘によりお申込みいただいた場合には、同媒介業者からお客さまに対し、電話または訪問にて所定の事項についてご質問させていただき、お客さまよりご回答いただく方法により、お客さまのお申込み意思を確認する場合があります。この場合は、媒介業者においてお客さまのお申込み意思を確認させていただいた段階で、お客さまより電気需給契約のお申込みをいただいたものとし、また、当社都合により、お申込みの受付およびお申込み受付後の契約の締結をお断りする場合があります。お客さまは、この点につき、あらかじめご承諾いただきます。

2. 電気の需給開始

当社所定の方法でのお申込みの際に希望された日、または別途お客さまと当社との間の協議にて合意した日とします。引越しなどを理由として新たに需要場所で電気の使用を開始したお客さまが、当社または他の小売電気事業者との電気需給契約の締結前に電気の使用を開始されていた場合の供給開始日については、他の小売電気事業者が需給開始日を指定した場合等を除き、お客さまが実際に電気の使用を開始した日とします。

3. Hondaでんき 実証プラン電気需給約款

Hondaでんき 実証プラン電気需給約款（以下、「約款」といいます。）は、当社実証用専用ページ（https://www.machi-ene.jp/files/pdf/honda-experiment/kai/agreement_20240627_kai_20241206.pdf）で閲覧・ダウンロード可能です。

4. 料金

各地域の本実証プラン毎の料金単価ならびに諸条件につきましては、別紙《料金表》をご参照下さい。

5. その他費用負担

お客さまは、当社がお客さまに電気を供給するために必要な工事に係る費用の負担を一般送配電事業者から求められた場合、その費用について、お客さまに当社の指定する方法によりお支払いいただきます。詳細は、約款第24条をご参照ください。

6. 違約金

お客さまが約款第25条に定める項目に該当し、そのために接続供給にかかる料金の全部または一部の支払を免れたとして、当社が一般送配電事業者から、その免れた金額の3倍に相当する金額を違約金として求められた場合には、お客さまは、当社の請求に応じ、当該精算金額に相当する金額を当社に支払うものとします。詳細は、約款第25条をご確認ください。

7. 契約電流または契約容量

お申込みいただいた契約電流または契約容量は、約款にてお客さまが適用を受ける契約種別にもとづき算定した容量とします。

8. 供給電圧および周波数

100Vまたは200V、標準50Hzまたは60Hz

9. 使用電力量の計量ならびに料金の算定

一般送配電事業者設置の記録型電力量計（スマートメーター）により30分単位で計量します。また、料金の算定期間は、①電気の供給を開始し、または本契約が終了した場合、②契約電流または契約容量等を変更したことにより、料金に変更があった場合、③計量期間等の日数がその計量期間等の始期に対応

する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合を除き、「1月」を単位とし、計量された使用電力量を使用して、お客さまの契約種別に従い当社にて料金を計算いたします。ただし、電気の供給を開始した月もしくは電気需給契約を終了した月または契約電流等の変更により料金に変更があった場合は、約款第17条に従い、日割計算します。なお、計量器の故障等により使用電力量が正しく計量できない場合には、一般送配電事業者と当社との協議によって使用電力量を定め、必要に応じてお客さまと当社との協議を踏まえて当社が使用電力量を決定します。

10. Hondaでんき 実証プランの受付終了

当社は、実証募集期間内であってもHondaでんき 実証プランの新規申込受付を終了する場合があります。受付終了に際しては、あらかじめ当社が適当と判断する方法にて告知します。

11. 契約期間と契約の更新

当社との需給契約は電気供給を開始した日から起算して1年間といたします。但し、本実証期間が終了し、商用プランリリース後、一定期間をもって本実証プランを終了した場合はその限りではありません。

12. 契約の更新時の説明および書面交付ならびに締結後書面交付

当社は、契約の更新に伴う供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付については、以下の方法により行うこととします。お客さまには、これらの点については、あらかじめご承諾していただきます。

① 供給条件の説明は、更新後の契約期間についてのみ行うこととし、その他の供給条件についての説明は行いません。また、当該説明の際は、契約締結前の書面交付は省略させていただきます。

② 契約締結後に交付する書面には、当社の名称および住所、お客さまとの契約（更新）年月日、更新後の新たな契約期間ならびに供給地点特定番号のみを記載します。また、当社は、上記各記載事項を、個別に通知する方法またはホームページに掲載する方法その他法令に従い当社が適当と判断した方法（以下、「当社が適当と判断した方法」といいます。）でお客さまに提供することをもって、契約締結後交付書面の交付とみなすこととします。

13. 料金等の支払方法および支払時期

支払方法は、原則としてクレジットカード払いまたは口座振替とします。なお、一定期間支払い方法の登録が完了していない場合、支払い依頼書発行手数料550円（郵便料金のほか当社の事務手数料を含みます。）をいただきます。また、当社は原則として、お客さまに対する領収書の発行は行いません。料金の支払時期は、口座振替については、計量日以降に計算する電気料金の請求日（以下「支払義務発生日」といいます。）から起算して30日以内に到来する27日とし、クレジットカード払いについては、支払義務発生日から起算して翌営業日とします。また、一般送配電事業者の請求に応じお客さまにご負担いただく費用等の支払時期は、都度当社が定める支払期日までとします。詳細は、約款第18条をご参照ください。

14. 当社からの申し出による契約の解除

お客さまが電気需給契約に基づく債務を履行されなかった場合や、お客さまが電気料金について支払期日を経過しても支払わなかった場合は、当社は契約を解除する場合があります。その場合、当社は解除する日の15日前までに書面での通知をした上で、契約を解除いたします。詳細は、約款第31条をご参照ください。

15. 電気の供給に関してお客さまにご協力いただく事項等

当社はお客さまへ電気を供給するために、電気の供給に伴う設備の施設場所のご提供、電気工作物等に支障がある場合などのご連絡、必要がある場合の立ち入り業務などにご協力いただくことがあります。お客さまにご協力いただく事項の詳細は、約款第21条をご参照ください。

16. 契約締結時の説明および書面交付ならびに締結後書面交付

当社は、電気事業法第2条の13第2項に基づく書面の交付（契約締結前書面）および同法第2条の14第1項に基づく書面の交付（契約締結後書面）については、遅滞なく、当社ホームページ上へ掲載する方法および当社会員ページへの掲載する方法ならびにその他法令に従い当社が適当と考える方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまはこの点に同意するものとし、

17. 重要事項説明書または約款の変更

当社が本重要事項説明書または約款を変更する場合、あらかじめ変更後の内容およびその効力発生時期をインターネットの利用その他の当社が適当と考える方法により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他供給条件は、変更後の重要事項説明書または約款によります。

18. 契約変更時の説明および書面交付ならびに締結後書面交付

本重要事項説明書または約款の変更にともない、当社が、変更の際の供給条件の説明、本契約変更前の書面交付および本契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、法令に従い当社が適当と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

② 契約変更後の書面交付を行う場合には法令に従い当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

③ 上記にかかわらず、本重要事項説明書または約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をとみなさない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないこととします。

19. お客さまの申し出による解約等

本契約締結日以降、新たに契約電流等を設定した日または契約電流等を増加した日から1年未満の期間内には当社の事前の承諾を得ない限り、契約電流等を減少できません。なお、1年未満の期間内に契約電流等を減少し、それにより当社が一般送配電事業者から託送供給等約款に基づく接続供給にかかる料金および工事費の精算金額を求められた場合、お客さまは、当該精算金額に相当する金額を当社にお支払いいただきます。

20. 暴力団排除に関する事項

お客さまが、反社会的勢力に該当しないことなど、約款第35条第1項に定める事項および同条第2項に定める行為を行わないことについて表明および保証をしていただけない場合、当社はお客さまからのお申込みをお断りいたします。

21. 申込書類の管理、保管

プライバシーポリシーに記載の通り、社内規定に則り管理いたします。なお、預金口座振替依頼書は、当社より収納企業に送付後、ご指定の金融機関に提出され保管されます。

22. お問い合わせ先

- 小売電気事業者：MCリテールエナジー株式会社（登録番号：A0140）
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号（新国際ビル6階）
代表取締役社長：田中 浩平
- 媒介業者：三菱商事株式会社、または本重要事項説明書末尾記載の通り
- お問い合わせ先：まちエネ カスタマーセンター
- 電話：0570-200-767
受付時間：月～土9時～17時（祝日、年末年始を除く）

クーリング・オフについて内容をよくお読みください。

クーリング・オフ

次のことは、電力販売の態様が「特定商取引法の訪問販売もしくは電話勧誘販売にあたり、お客さまにクーリング・オフの権利が付与される場合」のみ適用となります。

- (1) お客さまが、特定商取引法で定める訪問販売もしくは電話勧誘販売でお申込みまたは契約された場合、本重要事項説明書を受領された日から8日を経過するまでは、書面により無条件でお申込みの撤回または契約の解除（以下「クーリング・オフ」といいます。）を行うことができます。その効力は、書面を発信した時（郵便消印日付など）から発生いたします。
- (2) 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。
- (3) 前2項の場合は、お客さまは次のことが保障されます。
 - ・ 損害賠償および違約金の支払を請求いたしません。
 - ・ すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は当社が負担いたします。
 - ・ 電気を消費して得た利益に相当する金銭の支払い義務はありません。また、すでに料金または料金の一部を支払った場合は、すみやかにその金額を返還いたします。
 - ・ お客さまの土地または建物その他の工作物の現状が変更され、その原状回復が必要となる場合、お客さまは当社に対し、必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。
- (4) クーリング・オフを行う場合は、下記連絡先まで必要事項をご記載のうえ書面にてご郵送ください。

名称：MCリテールエナジー株式会社 住所：〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号（新国際ビル6階）

代表取締役社長：田中 浩平

媒介業者のお問い合わせ先

実証終了日以降の最初の検針日前日までの本実証プラン契約中は、当社都合その他やむを得ない場合を除き、原則、プラン変更、引越しに伴う電力契約の変更および電力契約の解約はできません。

本実証プランは、商用プランのリリースを前提とした実証用のプランであり、本実証期間が終了し、商用プランがリリースされた後、一定期間をもって終了することを予定しております。本実証プランの実証終了日までに、解約手続き又は他社への切り替え手続きを行わなかったお客さまにつきましては、商用プランに加入することについてご同意いただいたものとみなし、本実証プランの終了後、商用プランへの自動移行の手続きをさせていただきますことをあらかじめご了承ください。

《料金表》

■ 東北/東京/中部電力エリア：Hondaでんき 実証プラン

料金は、以下の算定式の通り計算します。なお、まったく電気を使用しない場合は、基本料金を半額といたします。

基本料金(税込)+{下表の区分に応じた電力量料金単価(税込)×ご使用量±燃料費調整単価(税込)×ご使用量}+再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込)×ご使用量+EV充電定額料金(※1)+再エネ価値単価(税込)×ご使用量とします。

なお、電力量料金からEV充電量相当分料金(※2)として割引が適用されます。EV充電量相当分料金として割引されるのは、充電制御を受けた充電量のみになります。また、本プランでは、お客さまの電気のご使用量に応じて当社が非化石証書(※3)を購入・使用することで、お客さまに供給する電気について、実質的に二酸化炭素(CO2)排出量がゼロの電源(いわゆる「CO2ゼロエミッション電源」)100%の調達を実現します(※4)。

	単位	区分	東北電力エリア単価(税込)	東京電力エリア単価(税込)	中部電力エリア単価(税込)
基本料金	1 契約	10 A	359.60 円	295.24 円	297.00 円
		15 A	539.40 円	442.86 円	445.50 円
		20 A	719.20 円	590.48 円	594.00 円
		30 A	1,078.80 円	885.72 円	891.00 円
		40 A	1,438.40 円	1,180.96 円	1,188.00 円
		50 A	1,798.00 円	1,476.20 円	1,485.00 円
		60 A	2,157.60 円	1,771.44 円	1,782.00 円
		1 kVA あたり	359.60 円	295.24 円	297.00 円
電力量料金	1 kWh	最初の 120kWh まで	29.52 円	29.75 円	21.10 円
		120 kWh 超過 300 kWh まで	36.20 円	35.20 円	25.30 円
		300 kWh 超過分	38.20 円	36.80 円	26.60 円
EV充電定額料金		Honda EV (※5) 1台あたり	3,980.00 円	3,980.00 円	3,980.00 円
再エネ価値		1 kWhあたり	0.4 円	0.4 円	0.4 円

解約金	なし	燃料費調整 ※6	あり	燃料費調整の上限	なし
-----	----	----------	----	----------	----

■ 関西/中国/四国電力エリア：Hondaでんき 実証プラン

料金は、以下の算定式の通り計算します。なお、まったく電気を使用しない場合も、最低料金は発生し請求します。また、一定限度の使用電力量(キロワット時)までは、一定の料金(最低料金)を適用します。

最低料金(税込)+{下表の区分に応じた電力量料金単価(税込)×ご使用量±燃料費調整単価(税込)×ご使用量}+再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込)×ご使用量+EV充電定額料金(※1)+再エネ価値単価(税込)×実際のご使用量とします。

なお、電力量料金からEV充電量相当分料金(※2)として割引が適用されます。EV充電量相当分料金として割引されるのは、充電制御を受けた充電量のみになります。また、本プランでは、お客さまの電気のご使用量に応じて当社が非化石証書(※3)を購入・使用することで、お客さまに供給する電気について、実質的に二酸化炭素(CO2)排出量がゼロの電源(いわゆる「CO2ゼロエミッション電源」)100%の調達を実現します(※4)。

	単位	区分	関西電力エリア単価(税込)	中国電力エリア単価(税込)
最低料金	1 契約	最初の 15 kWh まで	433.41 円	712.67 円
電力量料金	1 kWh	15 kWh 超過 120 kWh まで	20.00 円	32.70 円
		120 kWh 超過 300 kWh まで	23.80 円	38.20 円
		300 kWh 超過分	25.80 円	38.40 円
EV充電定額料金		Honda EV (※5) 1台あたり	3,980.00 円	3,980.00 円
再エネ価値		1 kWhあたり	0.4 円	0.4 円

解約金	なし	燃料費調整 ※6	あり	燃料費調整の上限	なし
-----	----	----------	----	----------	----

	単位	区分	四国電力エリア単価(税込)
最低料金	1 契約	最初の 11 kWh まで	665.89 円
電力量料金	1 kWh	11 kWh 超過 120 kWh まで	30.40 円
		120 kWh 超過 300 kWh まで	36.40 円
		300 kWh 超過分	36.60 円
EV充電定額料金		Honda EV (※5) 1台あたり	3,980.00 円
再エネ価値		1 kWhあたり	0.4 円

解約金	なし	燃料費調整 ※6	あり	燃料費調整の上限	なし
-----	----	----------	----	----------	----

関西/中国/四国電力エリア：Hondaでんき 実証プラン

料金は、以下の算定式の通り計算します。なお、まったく電気を使用しない場合は、基本料金を半額といたします。

基本料金(税込)+{下表の区分に応じた電力量料金単価(税込)×ご使用量±燃料費調整単価(税込)×ご使用量}+再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込)×ご使用量+EV充電定額料金(※1)+再エネ価値単価(税込)×ご使用量とします。

なお、電力量料金からEV充電量相当分料金(※2)として割引が適用されます。EV充電量相当分料金として割引されるのは、充電制御を受けた充電量のみになります。また、本プランでは、お客さまの電気のご使用量に応じて当社が非化石証書(※3)を購入・使用することで、お客さまに供給する電気について、実質的に二酸化炭素(CO2)排出量がゼロの電源(いわゆる「CO2ゼロエミッション電源」)100%の調達を実現します(※4)。

	単位	区分	関西電力エリア単価(税込)	中国電力エリア単価(税込)	四国電力エリア単価(税込)
基本料金	1 契約	1 kVAあたり	416.94 円	431.90 円	387.10 円
電力量料金	1 kWh	最初の 120 kWh まで	15.95 円	29.80 円	26.90 円
		120 kWh 超過 300 kWh まで	19.65 円	35.00 円	31.80 円
		300 kWh 超過分	21.40 円	35.80 円	34.20 円
EV充電定額料金	Honda EV (※5) 1台あたり		3,380.00 円	3,680.00 円	3,780.00 円
再エネ価値	1 kWhあたり		0.4 円	0.4 円	0.4 円

解約金	なし	燃料費調整 ※6	あり	燃料費調整の上限	なし
-----	----	----------	----	----------	----

Hondaでんき 実証プランは実証用のため適用には諸条件があります。詳細については、約款をご確認ください。

<適用条件>

- ・お申込み主体が個人であること。法人でのお申込みは受け付けません。
- ・お客さま、またはその同居家族の名義でHonda EV を所有していること。
- ・戸建住宅に居住し、当該個別住宅の電力設備が、小売電気事業者と電力契約を締結できる状態であること。
- ・当該需要場所内に、EV・PHEVを充電するための普通充電設備が設置されていること。
※V2Hや急速充電設備（CHAdeMO規格）は、本契約条件の対象外です。
- ・Honda Total CareアプリおよびHondaでんきアプリを利用するため、お客さまがお持ちのスマートフォンのOSがiOS13またはAndroid11以降であること。

<特則>

- ・本実証プランは、EV・PHEVを複数台所有する場合でも契約は可能です。
- ・本実証プランの適用には、Honda Total CareアプリおよびHondaでんきアプリにて加入する車両の登録が必要です。お客さまご自身でお手続きをお願いします。なお、Honda Total Careアプリに登録いただけない場合には、EV充電量相当分料金の割引が適用されません。
- ・お客さまの契約にかかわる内容の変更は、当初を含め、必要に応じてHonda Total CareアプリおよびHondaでんきアプリにてお客さまご自身でお手続きをお願いします。
- ・充電相当量として電気料金から割引されるのは、充電制御を受けた充電量のみになります。
- ・エネファーム、蓄電池、HEMS、太陽光を利用している場合、充電制御の効果を十分に得ることができない可能性があります。
- ・本実証プランをご契約中のお客さまで、万が一、以下の条件に該当することが確認できた場合は、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。
 - ・お客さま保有のHonda EV を確認できない場合。もしくは、確認にご協力いただけない場合。Honda EV の保有を確認するために、車検証等写しの提出を求める場合があります。その場合、お客さまは、すみやかにご提出いただきます。
 - ・同一需要場所に電動車用充電設備が設置されていない場合。もしくは、確認にご協力いただけない場合。
 - ・当社がお客さまの電力使用量を調査した結果、Honda EV の充電以外の用途で過度に電力を使用していると判断した場合、もしくは、Honda EV の過度な台数の登録が認められた場合。
- ・システム上の不具合などにより、万が一、電力契約にかかる料金、ご使用量またはEV充電相当量による割引に関するお知らせに誤りが生じた場合には、当社は速やかにそれらを訂正する等必要な措置を講じます。

<免責>

- ・当社は、Honda Total CareアプリおよびHondaでんきアプリに関し、その信頼性について、いかなる保証も行いません。
- ・エネファーム、蓄電池、HEMS、太陽光を利用している場合、充電制御の効果を十分に得ることができない可能性があります。
- ・お客さまの使用状況によっては、電気料金が高くなる可能性があります。
- ・本契約に関し、お客さま間またはお客さまと第三者との間で何らかの紛争が発生した場合には、お客さまが自らの費用と責任で解決し、当社は一切の責任を負いません。
- ・お客さまによる本契約の利用、本契約を利用してなされた行為により、お客さま、または第三者に損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負いません。
- ・当社は、お客さまの設備・車両・スマートフォン等の不具合及び障害等に起因する通信不良または遅延等による損害について、一切の責任を負いません。
- ・本実証期間終了後、お客さまが本実証プランを解約される場合は、Honda Total CareアプリおよびHondaでんきアプリはお客さまご自身で必要に応じ解約してください。お客さまが独自に使用を継続されたこと等により発生した損害について、当社は一切の責任を負いません。

- ※1 EV充電定額料金は登録いただいたHonda EV 1台につき発生します。なお、EV充電定額料金の対象となるHonda EVの台数は、毎月の検針日当日時点で、Honda Total CareアプリおよびHondaでんきアプリにて登録している車両になります。
- ※2 EV充電量相当分料金は、以下の計算式により計算します。なお、当月中にHonda Total CareアプリおよびHondaでんきアプリにて新たに車両を登録した場合、その登録分の充電相当量割引は翌検針日以降から適用します。
EV充電量相当分料金 = SOCデータ (%) より算定した電力量 × 従量料金単価 (300 キロワット時をこえる 1 キロワット時) ± SOCデータ (%) より算定した電力量 × 燃料費調整単価
- ※3 再生可能エネルギーや原子力に由来する電気の非化石価値を顕在化し、取引を可能にするため当該非化石価値を化体した証書。
- ※4 実際の当社の電源構成・非化石証書使用状況・CO2排出係数は、当社ホームページ (<https://www.machi-ene.jp/>) で閲覧可能です。
- ※5 本田技研工業株式会社製のHonda eまたはN-VANeのことをいいます。
- ※6 燃料費調整とは、火力燃料（原油、液化天然ガス、石炭）の価格変動を電気料金に迅速に反映させるため、その変動に応じて毎月自動的に調整する料金です。

《燃料費調整》

燃料費調整とは、原油・液化天然ガス・石炭価格の変動を毎月の電気料金に反映するものです。各月に適用する燃料費調整単価は、3か月間の財務省貿易統計価格に基づき算定し、2か月後の電気料金に反映します。

1. 燃料費調整単価

燃料費調整額に用いる燃料費調整単価は、エリアごとに基準燃料価格(別表2)と平均燃料価格に差が生じた場合、その差額に基づき、次の計算式で計算します。なお、当社の燃料費調整単価には、上限設定がありません。また、基準単価(銭)はエリアごとに別表3,4に定めています。

(1) 1kl当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\cdot \text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

(2) 1kl当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\cdot \text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

※燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

2. 平均燃料価格

原油換算値1kl当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき計算されます。※平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\cdot \text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1kl当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1t当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1t当たりの平均石炭価格

α、β、γ = 別表に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における1klあたりの平均原油価格、1t当たりの平均液化天然ガス価格および1t当たりの平均石炭価格の各単位は、1円となり、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。

別表1：燃料費調整単価算出係数等

供給地域	α	β	γ
東北電力エリア	0.0259	0.2563	0.8915
東京電力エリア	0.0048	0.3827	0.6584
中部電力エリア	0.0275	0.4792	0.4275
関西電力エリア	0.0140	0.3483	0.7227
中国電力エリア	0.0406	0.0992	1.1994
四国電力エリア	0.0875	0.0770	1.1770

※上記価格は消費税等相当額を含みます。

別表2：基準燃料価格

供給地域	基準燃料価格
東北電力エリア	83,500円
東京電力エリア	86,100円
中部電力エリア	45,900円
関西電力エリア	27,100円
中国電力エリア	80,300円
四国電力エリア	80,000円

※上記価格は消費税等相当額を含みます。

別表3：「関西電力エリア、中国電力エリア、四国電力エリア」の最低料金制における基準単価

供給地域			基準単価
関西電力エリア	最低料金	1契約につき最初の15kWhまで	2円47.5銭
	電力量料金	上記をこえる1kWhにつき	16.5銭
中国電力エリア	最低料金	1契約につき最初の15kWhまで	3円18.5銭
	電力量料金	上記をこえる1kWhにつき	21.2銭
四国電力エリア	最低料金	1契約につき最初の11kWhまで	1円69.4銭
	電力量料金	上記をこえる1kWhにつき	15.4銭

※上記価格は消費税等相当額を含みます。

別表4：別表3以外の契約種別の場合の基準単価

供給地域		基準単価
東北電力エリア	1kWhにつき	19.7銭
東京電力エリア	1kWhにつき	18.3銭
中部電力エリア	1kWhにつき	23.3銭
関西電力エリア	1kWhにつき	16.5銭
中国電力エリア	1kWhにつき	21.2銭
四国電力エリア	1kWhにつき	15.4銭

※上記価格は消費税等相当額を含みます。